



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目次

巻頭言	・・・1
養豚場での豚熱発生について	・・・2
鳥インフルエンザの侵入防止！	・・・4
牛サルモネラ症が発生しました	・・・5
定期報告を提出しましょう！	・・・6



巻頭言

所長 後藤 満喜子

管内における「豚熱」「高病原性鳥インフルエンザ」の発生を受けて

日頃、家畜衛生に御理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、今年度、管内で2つの特定家畜伝染病※、「豚熱」「高病原性鳥インフルエンザ」が発生しました。

令和6年5月には、県内初の「豚熱」が洋野町の17,500頭規模の一貫経営養豚場で発生し、38日間の防疫措置（殺処分開始～埋却・農場消毒3回目完了まで）を実施しました。その後、既に飼養を再開しています。また、令和7年1月には、「高病原性鳥インフルエンザ」が軽米町の48,000羽規模の肉用鶏農場で発生し、17日間の防疫措置を実施しました。さらに、今シーズン県内他地域で4事例の発生がありました。

防疫措置への対応は、県職員その他、県外の応援獣医師、自衛隊、国、市町村、建設業団体、民間派遣会社等の職員による殺処分、埋却、農場消毒、消毒ポイント等の作業が行われました。

コスト削減、資材高騰対策等を背景に家畜の飼養規模は拡大しています。規模拡大に伴い、ひとたび家畜伝染病が発生すると、殺処分・埋却等の防疫作業に係る動員人数、協力団体・企業、所要日数等の規模も膨大となり、再開までの農場の負担も増大します。

鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする特定家畜伝染病の発生防止のため遵守すべき飼養衛生管理基準項目は多岐にわたります。自らの農場の弱点を把握し、一層強化する項目については特に注力願います。当所からも強化すべき項目について助言をさせていただきます。

家畜保健衛生所の目的は次の3つを守る（衛る）ことです。①家畜の健康を守る、②飼養者皆様の経営を守る、③消費者へ供給する畜産物の安全を守る。農場の飼養規模が大きくなってもこれらを守る体制を整えて参ります。飼養者の皆様も自らの家畜、経営、畜産物を守るため、飼養衛生管理をレベルアップしていただき、ともに本県の畜産業を守りましょう。

※ 特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病（口蹄疫、牛伝達性海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫）

養豚場での豚熱発生について

2024年5月28日に東北地域の養豚場で豚熱が発生し、疑似患畜約17,500頭の殺処分、その死体の埋却及び農場消毒（1週間間隔で3回）を終え、7月4日をもって「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく一連の対応を完了しました。

今回の発生の背景には、ワクチンの特性、野生いのししでの本病のまん延が関与していたと考えられます。

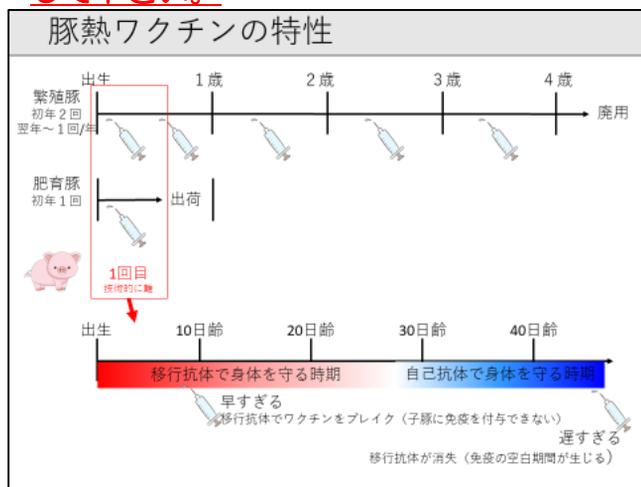
豚熱ワクチン接種農場での発生

発生した農場では、管内の他の養豚場と同様に、2021年度から本病ワクチンの接種を実践していました。農場の管理獣医師の管理のもと、発生農場では適切にワクチンが接種されていましたが、ワクチンの特性上、その効果を十分に発揮できなかったと推察されます。

今回の事例では、子豚舎でのみ発症がみられました。発症した子豚は40又は54日齢で、ワクチン接種後約2週間以内の子豚に限局し、それ以外の豚では発症しませんでした。

本病ワクチンは、感染予防及び発症予防の両者が期待できる優れたワクチンですが、一方で、子豚の接種時期を見極めることが難しいという特性を備えています。すなわち、子豚へのワクチン接種は通常30～50日齢時に初回の接種を行います。この時期は、母豚から付与された移行抗体で身体を守る時期と自己抗体を産生して自ら身体を守る時期の境目にあたります。このため、早すぎるワクチン接種は「母豚からの移行抗体の影響を受けたワクチンブレイク」を招き、遅すぎるワクチン接種は「免疫的な空白期間」を招きます。その境目は、母豚の栄養管理等によって左右されるため農場毎に状況は異なり、加えて、同じ農場の子豚でも個体毎に異なり、効果的な接種時期を見極めることが大変に難しいです。

本県では、免疫付与状況検査による農場毎の免疫状態の把握を実施しています。**養豚場や管理獣医師におかれましては、当所へ相談の上、ワクチンの接種時期を改めて見直して下さい。**



野生いのししでの本病のまん延

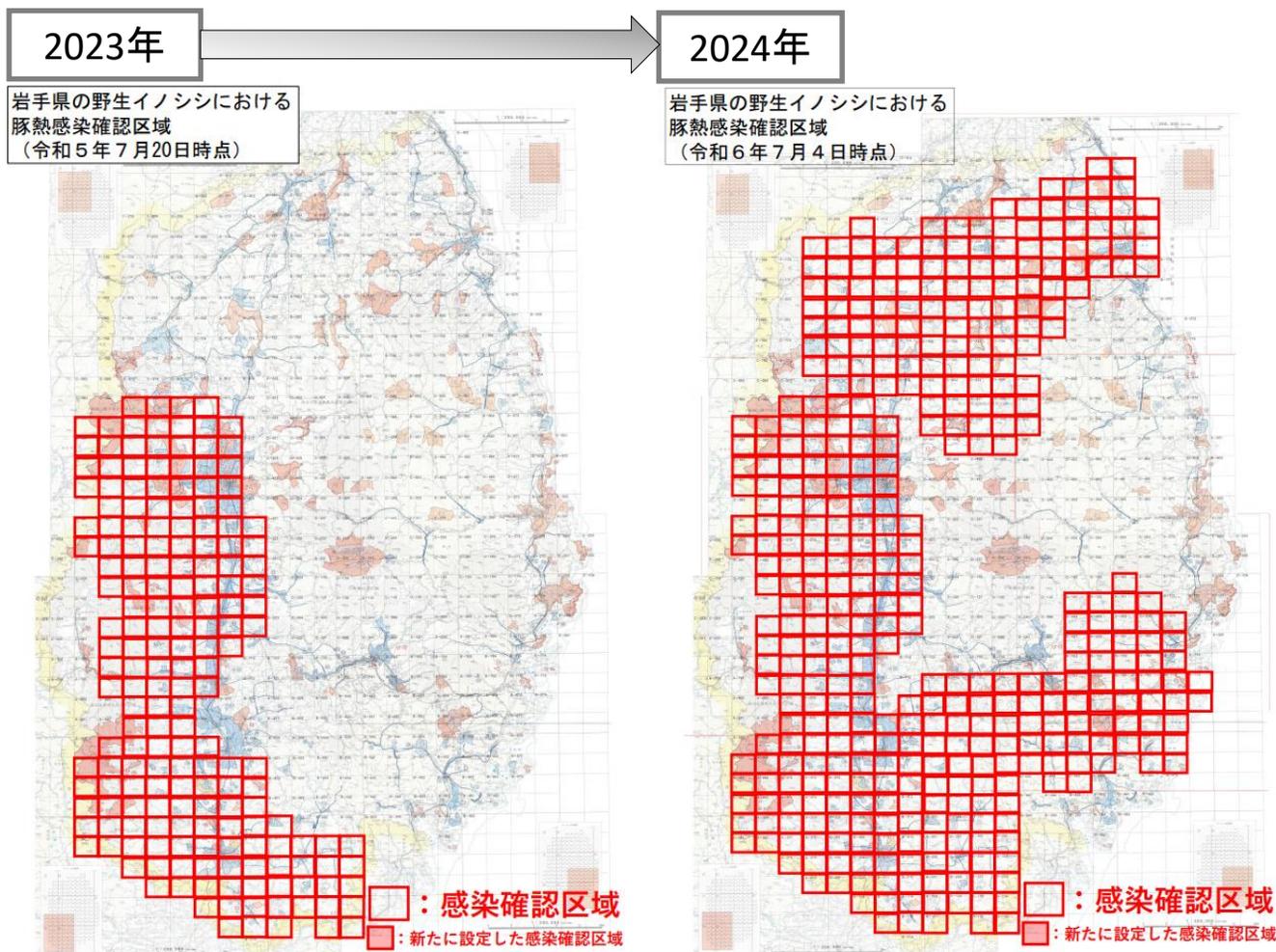
本県では、県猟友会の協力のもと、捕獲した野生いのししの豚熱検査による監視、経口ワクチンを活用した野生いのししでのまん延防止を図っています。

しかし、野生動物での伝染病をコントロールは容易ではなく、2022年5月に一関市の野生いのししで本病の感染が確認されて以降、県内で感染地域は拡大しています。

2024年3月以降、県北地域（二戸市、久慈市、洋野町）でも野生いのしし感染が確認され、2024年5月28日に県北地域の養豚場で本病が発生しました。

なお、発生農場では家畜防疫員による疫学調査を実施しましたが、ヒト・モノ・豚による農場へのウイルス持ち込みの事実は確認されませんでした。

以上から、今回の農場での発生の背景に、野生いのししが豚熱ウイルスを地域に持ち込んだことが関与していると推察されました。



発見日	野生いのしし陽性事例	発生農場からの概ねの距離
2024年3月15日	久慈市（死亡：1頭）	11 km
4月1日	洋野町（死亡：1頭）	5 km
4月4日	二戸市（捕獲：1頭）	55 km
5月22日	久慈市（捕獲：1頭）	12 km

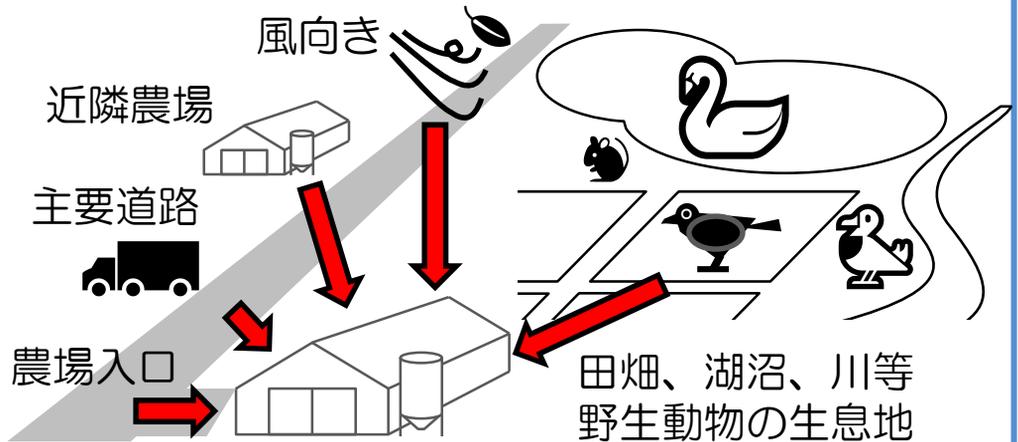
2024年5月28日 養豚場で本病発生

鳥インフルエンザの侵入防止！

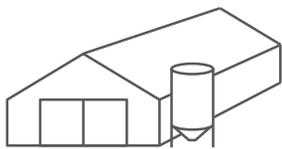
農場にとっての「鬼門」を考える～鬼(ウイルス)はどの方向から来るのか

今年度、本県で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎました。また、渡り鳥の北帰行が始まり、本病の発生リスクは、依然として高い状況です。

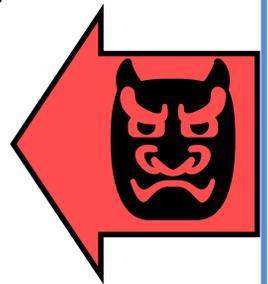
それぞれの農場で周辺の環境を再確認し、ウイルスの侵入リスクが特に高いと思われる方向「鬼門」を意識して、強固な防疫対策を実施しましょう。



農場の「鬼門」に対しては、特に消石灰を頻回に幅広く散布し、消毒液は高濃度で使用しましょう。鶏舎の穴や隙間は見逃しのないよう点検し、徹底的に塞ぎましょう。野生動物が多い等、特にリスクが大きい「鬼門」に対しては、防風ネットや入気口フィルターの活用もご検討ください。



- 鶏舎の整備
- 入気口フィルター
- 野生動物の忌避・対策
- 消毒の徹底
- 消石灰帯
- 防風ネット



豆(エサ)は撒かずに鬼は外

野生動物は全て鳥インフルエンザのリスクを持っているものと考えてください。彼らが農場に近づく動機(エサ、棲み家、暖気等)を把握し、対策しましょう。エサタンクの下はきれいに保ち、死体や卵は見えない所に、通気口付近には近づけないように、ネズミは鶏舎から徹底的に排斥するよう、ご尽力お願いします。

牛サルモネラ症が発生しました

管内酪農場において、令和6年8～9月に2件のサルモネラ症が発生しましたので、お知らせします。

発生農場①

約20頭の乳牛を飼養している酪農場において、7月上旬に成牛2頭が軟便～泥状便を呈し、うち1頭が加療中に死亡しました。初発から3日後までに成牛5頭、子牛1頭が発熱し、軟便～血液混入便を排出したことから、検査を実施しました。

発生農場②

約40頭の乳牛を飼養している酪農場において、8月下旬に成牛1頭が、9月上旬に成牛3頭が発熱及び下痢、うち1頭が流産を呈し、検査を実施しました。

当所の検査結果とその後の対応

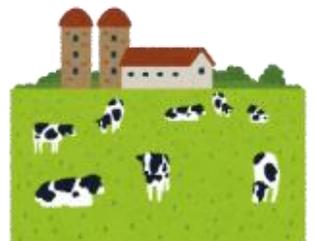
検査は、両農場の立入りをを行い、全頭の糞便検査を行いました。①の農場では16頭中11頭から、②の農場では34頭中14頭からサルモネラ属菌が分離され、両農場とも *Salmonella* Typhimurium と同定されました。

菌陽性牛への抗生物質の投与と当該牛舎の複合次亜塩素酸系消毒剤による消毒を指導し、2週間おきに全頭の糞便検査を繰り返しました。

全頭陰性が2回連続で確認された時点で清浄化達成となりますが、①の農場は5回目の検査で、②の農場は6回目の検査で清浄化達成となりました。清浄化の達成には両農場とも、1頭目が発症してから約3ヶ月を要しました。

さいごに

サルモネラ症は、季節の変わり目に発症することが多く、最悪の場合死亡することもあります。それだけでなく、終息まで数か月を要し、飼養者の皆様へ大きな経済的損失をもたらします。農場への病原菌侵入防止（防鳥ネットの設置、車両消毒等）と牛の発症予防（定期的な畜舎・飼槽の清掃、子牛への確実な初乳給与、成牛への良質な粗飼料給与等）を徹底しましょう！



家畜飼養者の皆様へ



定期報告を提出しましょう！

年に1回、家畜の飼養者は、飼養状況と衛生管理基準の遵守状況の報告が義務（家畜伝染病予防法）となっています。

家畜を飼養している方は必ず提出ください。

今年から、電子申請（農林水産省共通申請サービス：eMAFF※）での報告が可能となりました。

※ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff.html>

従来通り紙で提出される方は、下記を参考にしてください。

提出する内容

令和7年2月1日現在の状況

○「定期報告書」

※毎年報告

○「添付書類」（農場、消毒設備や埋却地の図）

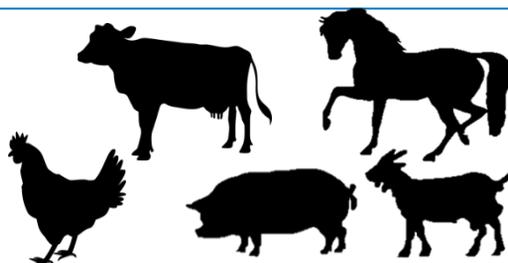
※1度提出されている方は省略可能

提出窓口

県北家畜保健衛生所
（持参、郵送、FAX、mail）
または
市町村、JAの
畜産担当窓口（持参）

報告期限

- 牛、豚、馬、羊、山羊 など
→ 令和7年4月15日まで
- 鶏、きじ など
→ 令和7年6月15日まで



飼養をやめた場合は、当所まで御連絡ください。

《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

FAX：0195(49)3008

岩手県北家畜衛生協議会

電話：0195(49)3040